

火光を利用するすくい網漁業の許可等の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	漁業を営む者の資格
火光利用と びうおたも 網	【点の位置】 基点甲 室戸市室戸岬町ホテル明星前県漁場基点第 33 号 基点乙 室戸市吉良川町平尾前県漁場基点第 48 号 【区域】 基点甲から磁針方位 158 度の線及び基点乙から磁針方位 247 度の線により区切られた海域中基点甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合 1 マイルの線に至る区域	6 月 1 日 から 12 月 31 日まで	定めなし	定めなし	定めなし
	土佐清水市津呂・伊佐界（音無川）共同漁業権境界基点から磁針方位 96 度 0 分の線以西及び同市松崎・益野界（投上石）共同漁業権境界基点から磁針方位 190 度 0 分の線に至る海面	周年	定めなし	定めなし	定めなし
えびかに雑 魚たも網	高知港内の区域。ただし、国分川中旧青柳橋から上流、鏡川橋中雑喉場橋から上流、下田川中旧五台山橋から上流、新川川（長浜川）中梶ヶ浦渡船場から右岸導流堤基部を見通した線から上流、十津川中弥生橋から上流及び竹島川中孕橋から上流の区域並びに高知市浦戸防波堤北端エビス碇から真方位 334 度 34 分の線以東の外海を除く。	周年	定めなし	定めなし	定めなし